

農業農村整備事業における設計基準の 取り扱いについて（通知）

このことについて、農地局においては農林水産省が定める技術基準類を基本として事業実施することとしてきたが、今回、設計基準の取り扱いについて下記のとおり改めて通知するので、その運用にあたっては遺憾のないようにされたい。

記

1 設計基準類の適用について

農業農村整備事業における設計基準は、以下に示す農林水産省関係の技術基準類を第一義として適用する。

- 1) 土地改良事業計画設計基準・設計
- 2) 土地改良事業標準設計
- 3) 土地改良事業設計指針

ただし、これに該当しない場合は、「茨城県土地改良設計業務共通仕様書」の「第 2-1 条 使用する技術基準等」によること。

2 注意事項について

建設する構造物等が、道路・河川等の占用工作物となる場合等には、管理者と協議を行い、その内容を適切に判断したうえで、適用する設計基準を決定すること。